

災害時に発令する新たな避難情報等の運用開始について

災害対策基本法の一部が改正され、避難情報等の発令基準の見直しが行われました。

避難勧告は廃止となり、警戒レベル4は避難指示に一本化されます。これまで避難勧告を発令していたタイミングで避難指示が発令されることになります。

警戒レベル4は、災害のおそれが高い場合に発令する避難情報です。危険な場所にいる居住者等は、警戒レベル4で必ず避難する必要があります。

これまでの避難情報と新たな避難情報の違いは、下図のとおりです。本町においても、新たな避難情報等を用いて避難のタイミングをお伝えします。

警戒レベル **4**

令和3年5月20日から
ひなんしじ
避難指示で必ず避難
ひなんかんこく
避難勧告は廃止です

新たな避難情報等

これまでの避難情報等

警戒レベル	状況	住民がとるべき行動	行動を促す情報
5	災害発生 又は切迫	命の危険 直ちに安全確保！	緊急安全確保※1
~~~~~ <警戒レベル4までに必ず避難！> ~~~~~			
4	災害の おそれ高い	危険な場所から全員避難	避難指示※2
3	災害の おそれあり	危険な場所から高齢者等は避難	高齢者等避難※3
2	気象状況 悪化	自らの避難行動を確認	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)
1	今後気象状況 悪化のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報 (気象庁)

災害発生情報  
(発生を確認したときに発令)

・避難指示(緊急)  
・避難勧告

避難準備・  
高齢者等避難開始

大雨・洪水・高潮注意報  
(気象庁)

早期注意情報  
(気象庁)

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。

※2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることになります。

※3 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

警戒レベル5は、  
すでに安全な避難ができず  
命が危険な状況です。  
警戒レベル5緊急安全確保の  
発令を待ってはいけません！

避難勧告は廃止されます。  
これからは、  
警戒レベル4避難指示で  
危険な場所から全員避難  
しましょう。

避難に時間のかかる  
高齢者や障害のある人は、  
警戒レベル3高齢者等避難で  
危険な場所から避難  
しましょう。

お問い合わせ先 肝付町役場 総務課 消防交通係 ☎ 0994(65)2511